



四 兼業業務の開始後三年間における当該業務の収支の見込みを記載した書類 (兼業業務の廃止の届出)	により同条第一項ただし書の承認を受けた業務を廃止した旨の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官及び法務大臣に届け出るものとする。
第七条 一般振替機関は、法第九条第二項の規定により同条第一項ただし書の承認を受けた業務を廃止した旨の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官及び法務大臣に届け出るものとする。	一 廃止したその業務の内容 二 廃止した年月日 三 廃止の理由 (業務の一部署委託の承認申請)
第八条 一般振替機関は、法第十条第一項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出しなければならない。	2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 理由書 二 業務の委託契約の内容を記載した書面 三 受託者が法第三条第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面 四 受託者の取締役及び監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役、執行役)による誓約書 五 受託者の登記事項証明書 六 受託者の定款 七 委託する業務の実施方法を記載した書面 八 受託者の最近三年の各年度における事業報告、貸借対照表(関連する注記を含む。以下同じ。)及び損益計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)又はこれらに代わる書面 九 受託者の取締役及び監査役の氏名を記載した書面 十 受託者の取締役及び監査役の住民票の抄本 十一 又はこれに代わる書面 十二 一二受託者の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて第十九号に掲げる書類に記載した場合において、
第十八条 法第十一条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	一 振替業を行う時間及び休日に関する事項

第十九条 金融庁長官及び法務大臣は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。	（業務の一部署委託の承認基準） 一 業務の委託契約に、受託者が当該業務を他の者に委託しない旨の条件が付されていること。 二 業務の委託が当該業務の効率化に資すること。 三 受託者が社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであること。 四 受託者が法第三条第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当すること。
第二十条 法第十二条第一項又は法第四十四条第一項の規定による口座の開設の手続に関する事項	（口座の開設） 一 口座管理機関において、振替口座簿に記載し、若しくは記録されている事項を証明する場合における当該事項を証明した書面 二 その他参考となるべき事項を記載した書類 (業務の一部署委託の承認申請)
第二十一条 法第十二条第一項又は法第四十四条第一項若しくは第二項の申出をしようとする者が前条第五号又は第九号イの手続に際して一般振替機関又は口座管理機関に提出する書類は、金融庁長官が定めるものとする。	（帳簿書類等の作成及び保存） 一 前項に規定する振替口座簿は、作成後十年間これを保存するものとする。
第二十二条 法第十五条の規定により一般振替機関が作成すべき帳簿書類その他の記録は、振替口座簿とする。	（業務及び財産に関する報告書の提出） 一 前項の業務及び財産に関する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 二 前項の業務及び財産に関する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 三 有形固定資産明細表 四 諸引当準備金明細表 五 その他諸勘定明細表

第二十三条 法第十六条第一項の規定による一般振替機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類及び事業報告書とする。	（業務規程の記載事項） 一 振替業を行つてから五年以内に金融庁長官及び法務大臣に提出するものとする。
第二十四条 一般振替機関は、法第十七条の規定による定款又は業務規程の変更(加入者保護信託に係る事項の変更を除く。)の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出しなければならない。	（定款又は業務規程の変更認可申請） 一 变更予定年月日 二 变更の内容
第二十五条 金融庁長官及び法務大臣は、前条第一項の認可申請書を受理した場合において、定款又は業務規程の変更の内容が、法令に適合しかつ、業務を適正かつ確実に運営するために十分であると認められるときは、これを認可するものとする。	（定款又は業務規程の変更認可基準） 一 理由書 二 定款又は業務規程の新旧対照表 三 株主総会の議事録(業務規程の変更の認可申請書にあっては、取締役会の議事録)その他の必要な手続があつたことを証する書面
第二十六条 一般振替機関は、法第十八条第一項の規定により法第四条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項の変更について届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官及び法務大臣に届け出るものとする。	（商号等の変更の届出） 一 前項の届出には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。 二 変更年月日 三 事項の変更(同条第二項第三号に掲げる書類に掲げる事項の変更) 四 法第四条第一項第一号又は第三号に掲げる書類

第二十七条 法第十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	（業務規程の記載事項） 一 取締役、執行役又は監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面 二 取締役、執行役又は監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面 三 その他の保有する議決権の数を記載した書面
第二十八条 法第十二条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当すること。	（業務規程の記載事項） 一 振替業を行つてから五年以内に金融庁長官及び法務大臣に提出するものとする。
第二十九条 法第十二条第一項又は法第四十四条第一項の規定による口座の開設の手續に関する事項	（口座の開設） 一 口座管理機関において、振替口座簿に記載し、若しくは記録されている事項を証明する場合における当該事項を証明した書面 二 その他参考となるべき事項を記載した書類 (業務の一部署委託の承認申請)
第三十条 法第十二条第一項又は法第四十四条第一項若しくは第二項の申出をしようとする者が前条第五号又は第九号イの手続に際して一般振替機関又は口座管理機関に提出する書類は、金融庁長官が定めるものとする。	（帳簿書類等の作成及び保存） 一 前項に規定する振替口座簿は、作成後十年間これを保存するものとする。
第三十一条 法第十五条の規定により一般振替機関が作成すべき帳簿書類その他の記録は、振替口座簿とする。	（業務及び財産に関する報告書の提出） 一 前項の業務及び財産に関する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 二 前項の業務及び財産に関する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 三 有形固定資産明細表 四 諸引当準備金明細表 五 その他諸勘定明細表









(一般振替機関の監督に関する命令の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 施行日前に終了した事業年度に係る第三条の規定による改正後の一般振替機関の監督に関する命令第十二条の業務及び財産に関する報告書については、なお従前の例による。

告書

附 則 (平成一九年八月九日内閣府・法務省令第六号)

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月四日内閣府・法務省令第二号) 抄

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月二二日内閣府・法務省令第五号)

この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二二年一月二二日内閣府・法務省令第二号)

この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の施行の日(平成二十二年一月五日)から施行する。ただし、第八条第二項第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年一月二二日内閣府・法務省令第二号)

この命令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年四月二八日内閣府・法務省令第二号)

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年七月一日)から施行する。

附 則 (平成元年六月二十四日内閣府・法務省令第三号)

この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一第二号に掲げる規定

の施行の日(令和元年十一月十四日)から施行する。

附 則 (令和二年一一月二三日内閣府・法務省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年一一月二七日内閣府・法務省令第四号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (第三十三条规定関係)

この命令は、公表の日から施行する。

附 則 (第三十七条第二項関係)

この命令は、公表の日から施行する。

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一一月二二日内閣府・法務省令第三号)

この命令は、成年被後見人等の権利の制限に

係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一第二号に掲げる規定

の施行の日(平成二七年五月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一一月二二日内閣府・法務省令第二号)

この命令は、成年被後見人等の権利の制限に

係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一第二号に掲げる規定

別紙様式(第十八条関係)

別紙様式(第十九条関係)

別紙様式(第二十条関係)

別紙様式(第二十一条関係)

別紙様式(第二十二条関係)

別紙様式(第二十三条関係)

別紙様式(第二十四条関係)

別紙様式(第二十五条関係)

別紙様式(第二十六条関係)

別紙様式(第二十七条関係)

別紙様式(第二十八条関係)

別紙様式(第二十九条関係)

別紙様式(第三十条関係)

別紙様式(第三十一条関係)

別紙様式(第三十二条関係)

別紙様式(第三十三条関係)

別紙様式(第三十四条関係)

別紙様式(第三十五条関係)

別紙様式(第三十六条関係)

別紙様式(第三十七条関係)

別紙様式(第三十八条関係)

別紙様式(第三十九条関係)

別紙様式(第四十条関係)

別紙様式(第四十一条関係)

別紙様式(第四十二条関係)

別紙様式(第四十三条関係)

別紙様式(第四十四条関係)

別紙様式(第四十五条関係)

別紙様式(第四十六条関係)

別紙様式(第四十七条関係)

別紙様式(第四十八条関係)

別紙様式(第四十九条関係)

別紙様式(第五十条関係)

別紙様式(第五十一条関係)

別紙様式(第五十二条関係)

別紙様式(第五十三条関係)

別紙様式(第五十四条関係)

別紙様式(第五十五条関係)

別紙様式(第五十六条関係)

別紙様式(第五十七条関係)

別紙様式(第五十八条関係)

別紙様式(第五十九条関係)

別紙様式(第六十条関係)

別紙様式(第六十一条関係)

別紙様式(第六十二条関係)

別紙様式(第六十三条関係)

別紙様式(第六十四条関係)

別紙様式(第六十五条関係)

別紙様式(第六十六条関係)

別紙様式(第六十七条関係)

別紙様式(第六十八条関係)

別紙様式(第六十九条関係)

別紙様式(第七十条関係)

別紙様式(第七十一条関係)

別紙様式(第七十二条関係)

別紙様式(第七十三条関係)

別紙様式(第七十四条関係)

別紙様式(第七十五条関係)

別紙様式(第七十六条関係)

別紙様式(第七十七条関係)

別紙様式(第七十八条関係)

別紙様式(第七十九条関係)

別紙様式(第八十条関係)

別紙様式(第八十一条関係)

別紙様式(第八十二条関係)

別紙様式(第八十三条関係)

別紙様式(第八十四条関係)

別紙様式(第八十五条関係)

別紙様式(第八十六条関係)

別紙様式(第八十七条関係)

別紙様式(第八十八条関係)

別紙様式(第八十九条関係)

別紙様式(第九十条関係)

別紙様式(第九十一条関係)

別紙様式(第九十二条関係)

別紙様式(第九十三条関係)

別紙様式(第九十四条関係)

別紙様式(第九十五条関係)

別紙様式(第九十六条関係)

別紙様式(第九十七条関係)

別紙様式(第九十八条関係)

別紙様式(第九十九条関係)

別紙様式(第二百条関係)

別紙様式(第二百一条関係)

別紙様式(第二百二条関係)

別紙様式(第二百三条関係)

別紙様式(第二百四条関係)

別紙様式(第二百五条関係)

別紙様式(第二百六条関係)

別紙様式(第二百七条関係)

別紙様式(第二百八条関係)

別紙様式(第二百九条関係)

別紙様式(第二百十条関係)

別紙様式(第二百十一条関係)

別紙様式(第二百十二条関係)

別紙様式(第二百十三条関係)

別紙様式(第二百十四条関係)

別紙様式(第二百十五条関係)

別紙様式(第二百十六条関係)

別紙様式(第二百十七条関係)

別紙様式(第二百十八条関係)

別紙様式(第二百十九条関係)

別紙様式(第二百二十条関係)

別紙様式(第二百二十二条関係)

別紙様式(第二百二十三条関係)

別紙様式(第二百二十四条関係)

別紙様式(第二百二十五条関係)

別紙様式(第二百二十六条関係)

別紙様式(第二百二十七条関係)

別紙様式(第二百二十八条関係)

別紙様式(第二百二十九条関係)

別紙様式(第二百三十条関係)

別紙様式(第二百三十二条関係)

別紙様式(第二百三十三条関係)

別紙様式(第二百三十四条関係)

別紙様式(第二百三十五条関係)

別紙様式(第二百三十六条関係)

別紙様式(第二百三十七条関係)

別紙様式(第二百三十八条関係)

別紙様式(第二百三十九条関係)

別紙様式(第二百四十条関係)

別紙様式(第二百四十二条関係)

別紙様式(第二百四十三条関係)

別紙様式(第二百四十四条関係)

別紙様式(第二百四十五条関係)

別紙様式(第二百四十六条関係)

別紙様式(第二百四十七条関係)

別紙様式(第二百四十八条関係)

別紙様式(第二百四十九条関係)

別紙様式(第二百五十条関係)

別紙様式(第二百五十二条関係)

別紙様式(第二百五十三条関係)

別紙様式(第二百五十四条関係)

別紙様式(第二百五十五条関係)

別紙様式(第二百五十六条関係)

別紙様式(第二百五十七条関係)

別紙様式(第二百五十八条関係)

別紙様式(第二百五十九条関係)

別紙様式(第二百六十条関係)

別紙様式(第二百六十二条関係)

別紙様式(第二百六十三条関係)

別紙様式(第二百六十四条関係)

別紙様式(第二百六十五条関係)

別紙様式(第二百六十六条関係)

別紙様式(第二百六十七条関係)

別紙様式(第二百六十八条関係)

別紙様式(第二百六十九条関係)

別紙様式(第二百七十条関係)

別紙様式(第二百七十二条関係)

別紙様式(第二百七十三条関係)

別紙様式(第二百七十四条関係)

別紙様式(第二百七十五条関係)

別紙様式(第二百七十六条関係)

別紙様式(第二百七十七条関係)

別紙様式(第二百七十八条関係)

別紙様式(第二百七十九条関係)

別紙様式(第二百八十条関係)

別紙様式(第二百八十二条関係)

別紙様式(第二百八十三条関係)

別紙様式(第二百八十四条関係)

別紙様式(第二百八十五条関係)

別紙様式(第二百八十六条関係)

別紙様式(第二百八十七条関係)

別紙様式(第二百八十八条関係)

別紙様式(第二百八十九条関係)

別紙様式(第二百九十二条関係)

別紙様式(第二百九十三条関係)

別紙様式(第二百九十四条関係)

別紙様式(第二百九十五条関係)

別紙様式(第二百九十六条関係)

別紙様式(第二百九十七条関係)

別紙様式(第二百九十八条関係)

別紙様式(第二百九十九条関係)

別紙様式(第二百九十九条関係)

別紙様式(第二百九十九条関係)

別紙様式(第二百九十九条関係)

別紙様式